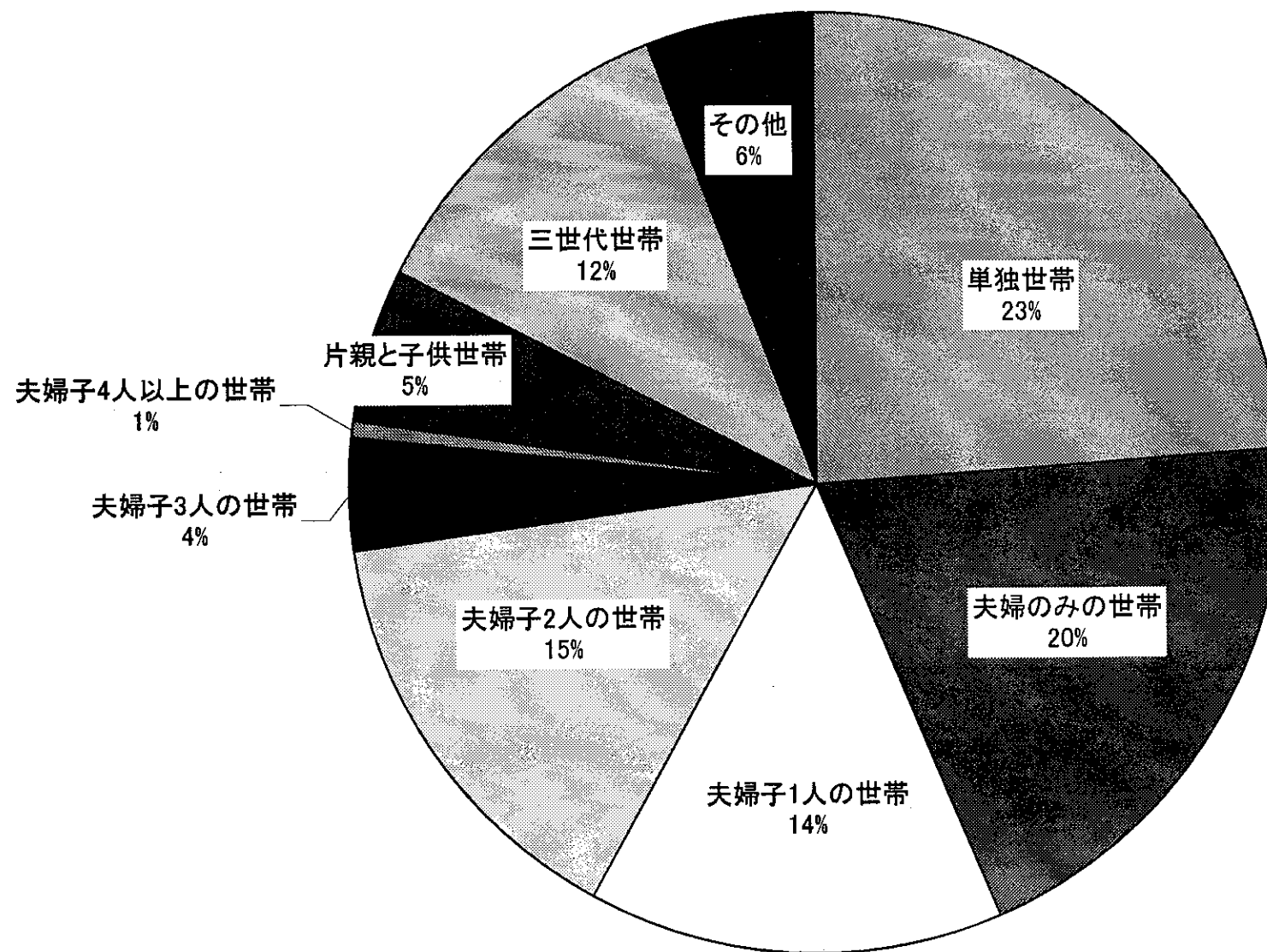
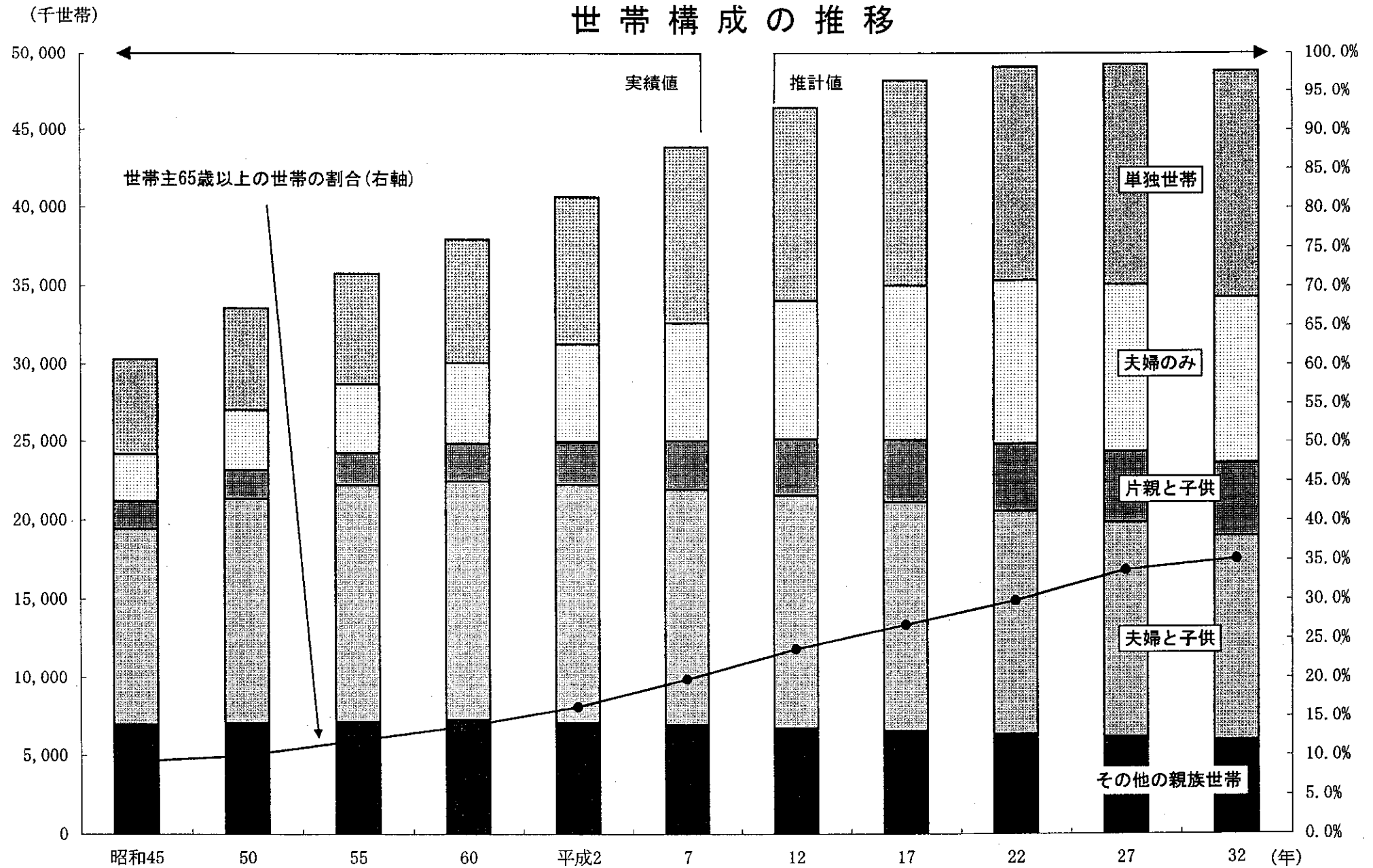


世帯構成の状況



(出典) 平成10年 国民生活基礎調査(厚生省)

世帯構成の推移



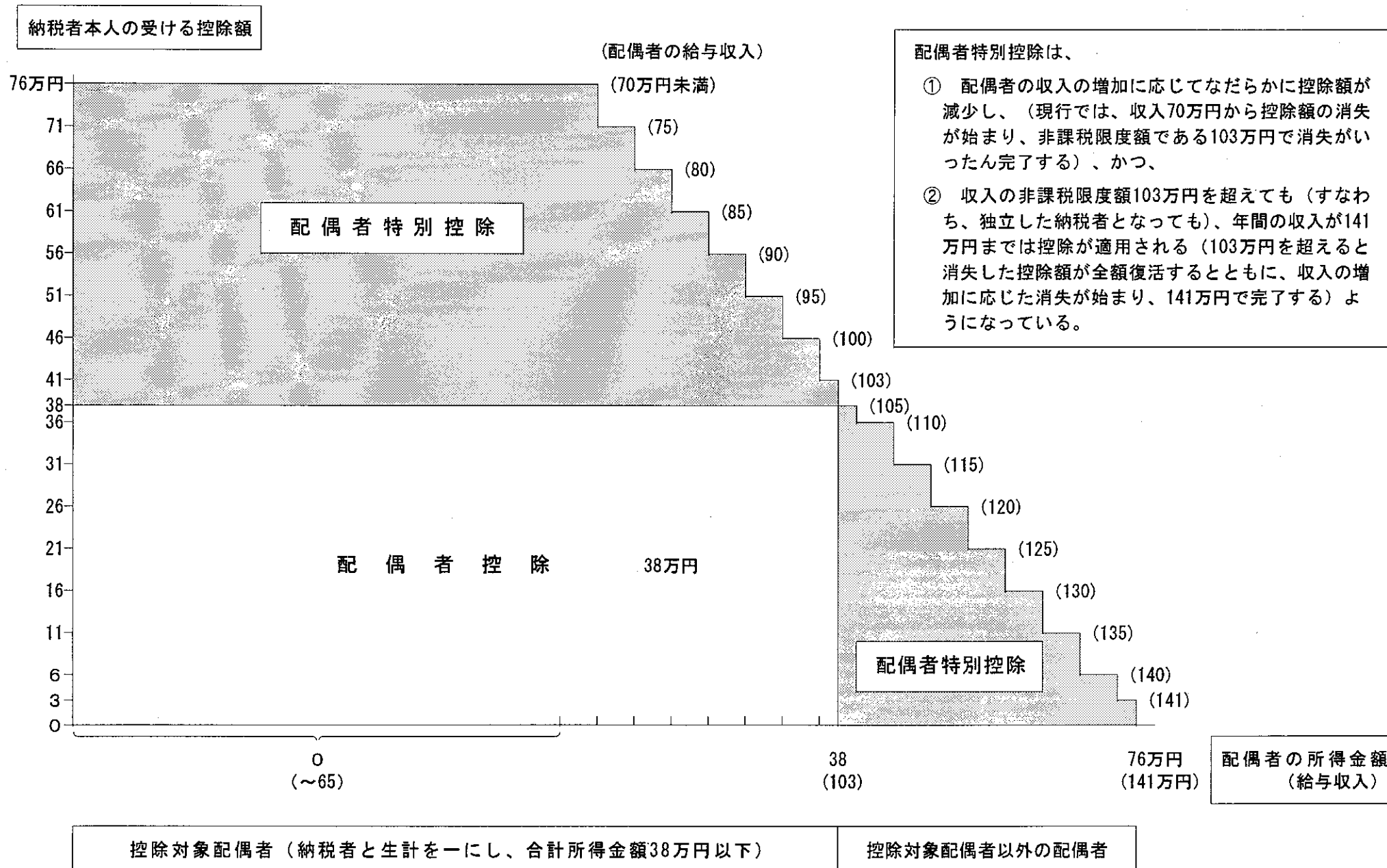
(備考) 総務庁「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」により作成。一般世帯の値。

配偶者控除・配偶者特別控除の沿革

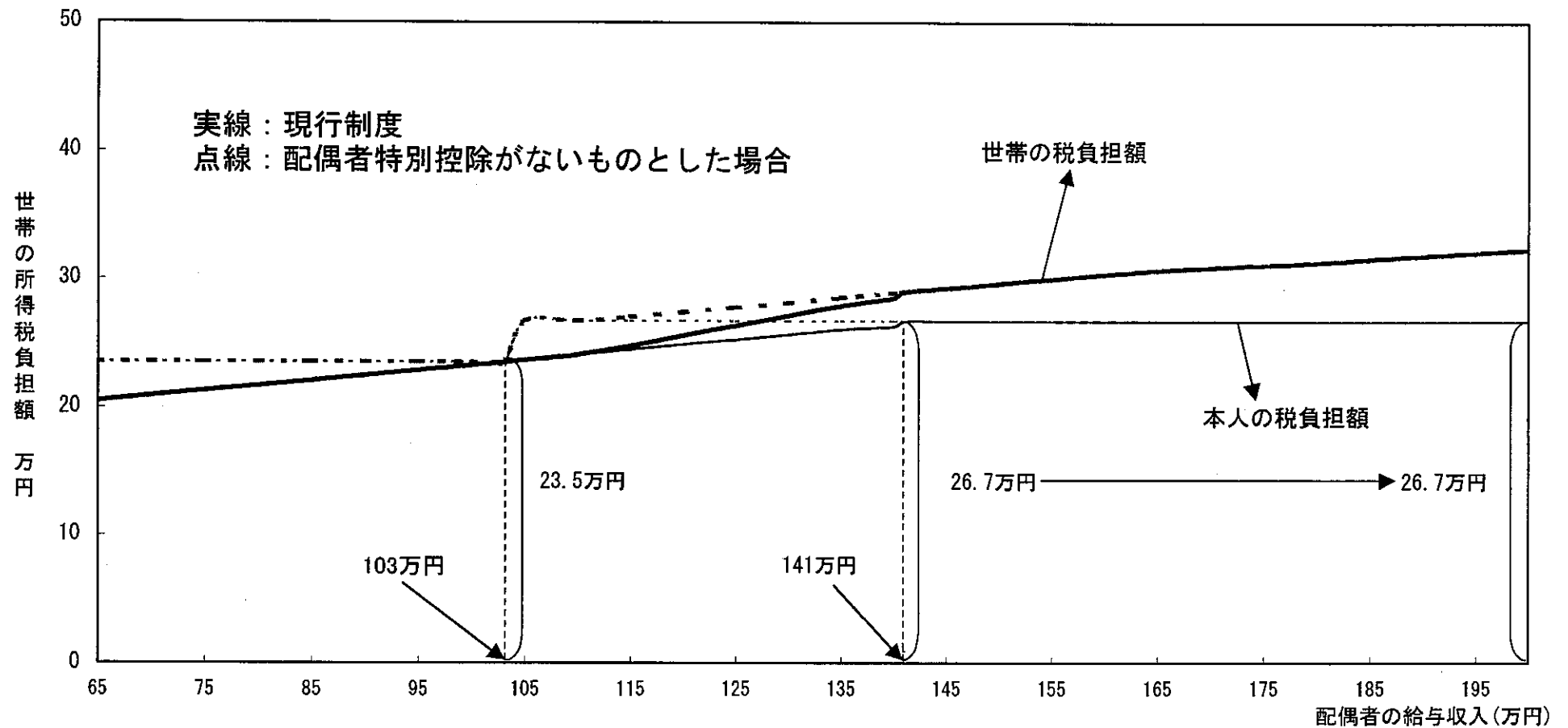
	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額	
昭和 36 年	〔扶養控除に代えて〕 配偶者控除を創設		
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46〔当初			
年内			
47			
48			
49			
50・51			
52～55			
56・57			
58	(30万円)		
59～61	(38万円)	(昭和62年創設)	(本人の所得要件)
62		112,500円	800万円以下
63		165,000円	〃
平成元～6		350,000円	1,000万円以下
7～		380,000円	〃

- (注) 1. 上記の金額は平年ベースである。
 2. 58年の()書は、昭和58年分所得税の臨時特例法適用後のものである。
 3. 62年の()書は、昭和62年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み



パート世帯の税負担の状況(夫婦子2人のサラリーマン世帯)
(本人の給与収入を700万円と仮定した場合)

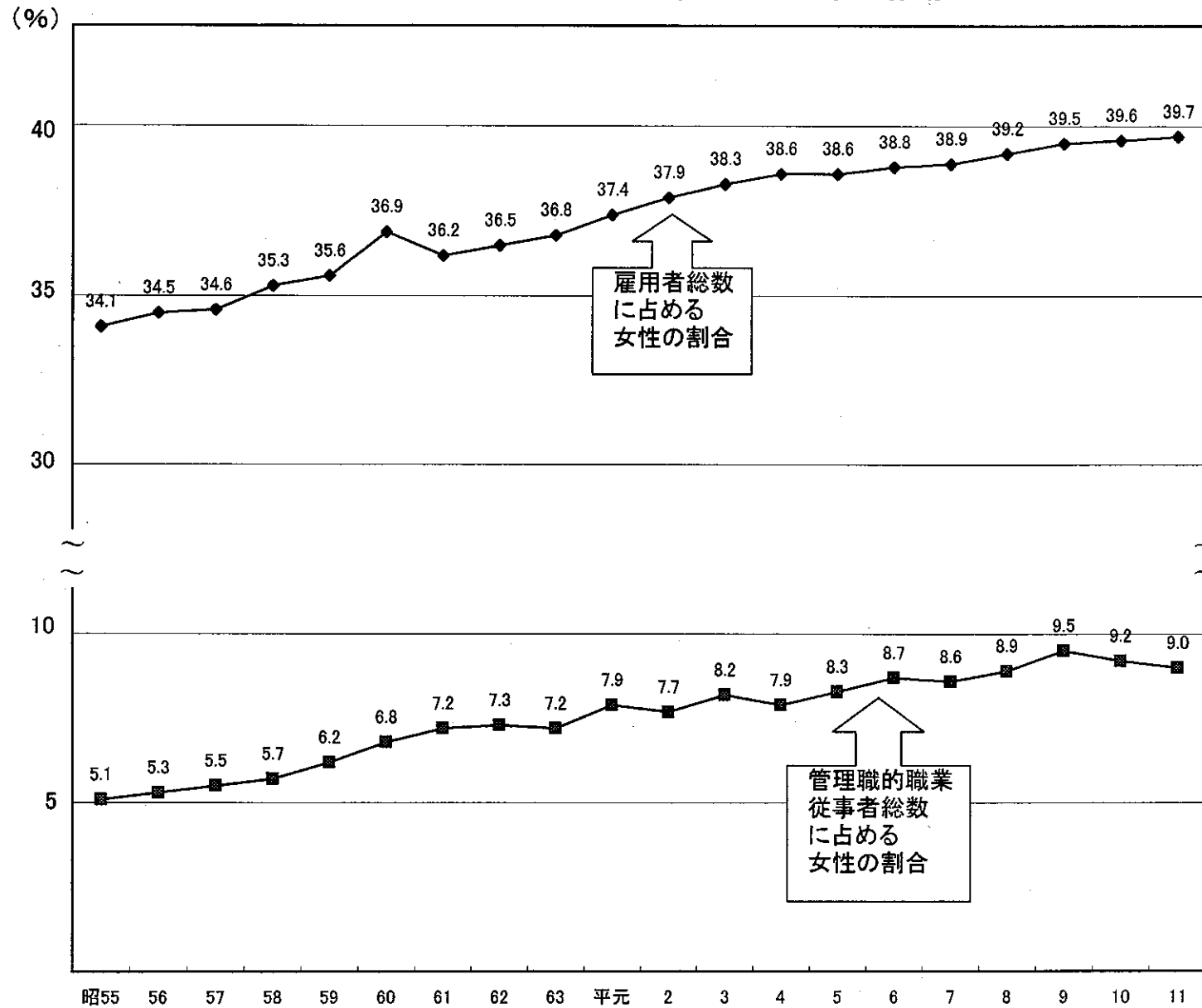


(備考) 1. 本人の給与収入を700万円とし、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
2. 子2人は本人の扶養親族とし、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとした。

各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額

区 分	所得税法（地方税法） 上の控除対象配偶者	健康保険法上の 被 扶 養 者	国民年金法上の 第 3 号 被 保 険 者	国家公務員の給与法上 の 扶 養 親 族
収入等 限度額	（所得）38万円以下 （給与収入103万円）	130万円未満	130万円未満	130万円未満
限度額 超過の 場 合	○ 配偶者控除（所得税38万円、個人住民税33万円）の適用はなくなるものの、給与収入141万円までは配偶者特別控除により配慮	○ 国民健康保険法上の被保険者になる場合 保険料＝ 所得割＋資産割 ＋（均等割＋平等割） × 軽減割合 ○ 健康保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 85$ を労使折半	○ 国民年金法の第1号被保険者になる場合 月額保険料＝ 13,300円 ○ 厚生年金保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 173.5$ を労使折半	○ 扶養手当（月額16,000円）の支給がなくなる。

雇用者総数に占める女性の割合等の推移



(備考)「労働力調査」(総務庁)による。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七八号) (抄)

(社会における制度又は慣行についての配慮)

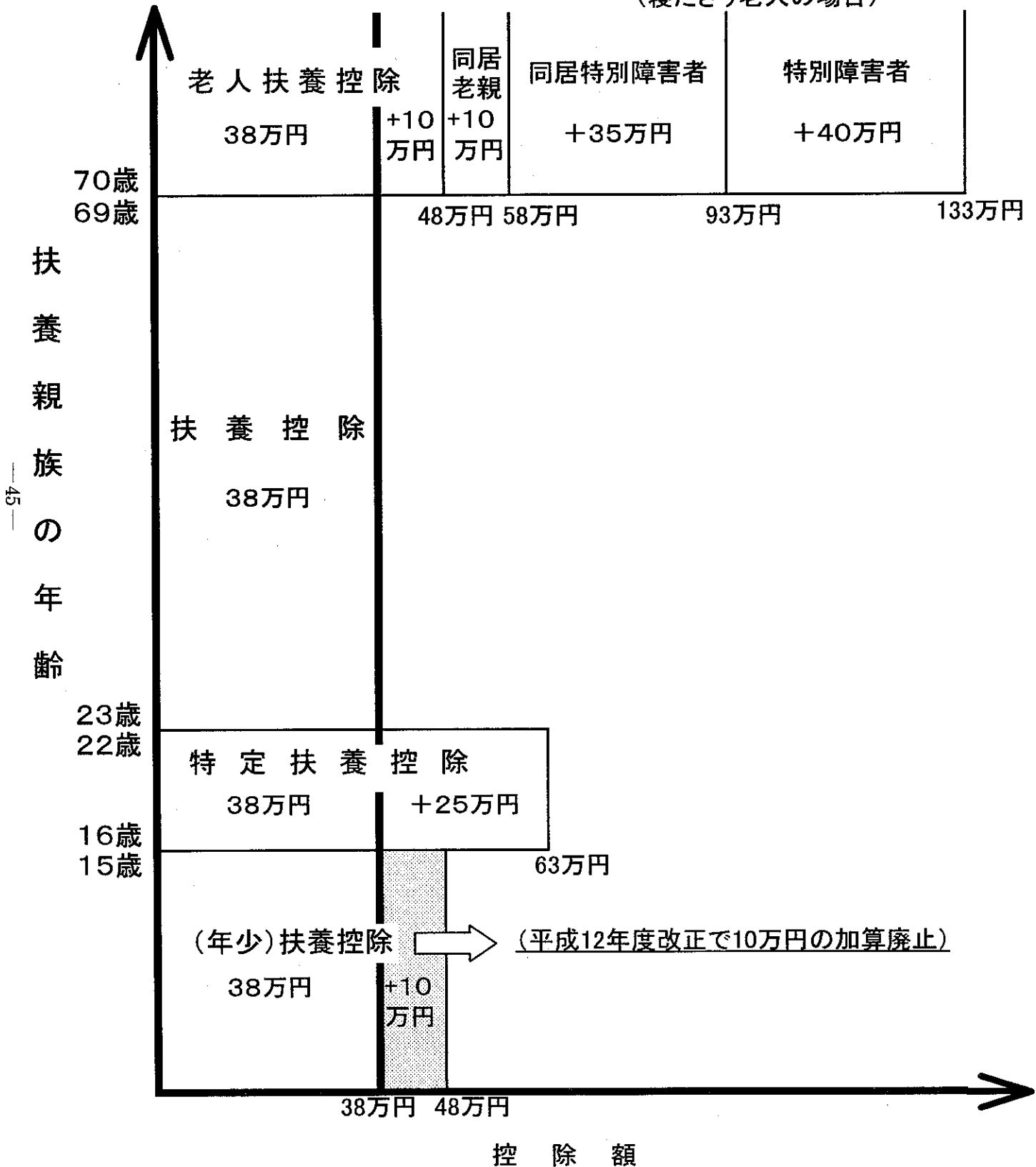
第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(平成十一年六月二十三日 公布・施行)

扶養控除の概要

【所得税】

(寝たきり老人の場合)



扶養控除の沿革

区 分	扶 養 控 除	特 定 扶 養 親 族	年 少 扶 養 親 族	老 人 扶 養 親 族	
				同 居 老 親 等	
(大 正 9 年 創 設)					
昭 和 40 年	(13 歳 以 上 13 歳 未 満	6 万 円 5 万 円	(配 偶 者 無 世 帯 の 1 人 目 8 万 円)		
41 年	6 万 円	(	//		)
42 年	7 万 円	(	//		)
43 年	8 万 円	(	//	10 万 円	)
44 年	10 万 円	(	//	11 万 円	)
45 年	12 万 円	(	//	13 万 円	)
46 年	14 万 円	(	//	15 万 円	(47 年 創 設)
47 年	"	(	//	"	16 万 円
48 年	16 万 円	(	//	18 万 円	19 万 円
49 年	24 万 円		(廃 止)		28 万 円
50 年	26 万 円				32 万 円
52 年	29 万 円				35 万 円
54 年	"				"
59 年	33 万 円	(元 年 創 設)		39 万 円	(54 年 創 設)
平 成 元 年	35 万 円	45 万 円		45 万 円	40 万 円
5 年	"	50 万 円		"	46 万 円
7 年	38 万 円	53 万 円		48 万 円	55 万 円
10 年	"	58 万 円	(11 年 創 設)	"	"
11 年	"	63 万 円	48 万 円	"	"
12 年	"	"	(加 算 廃 止)	"	"

主 要 国 に お け る 扶 養 控 除 等 （未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
扶養控除 等	扶養控除（所得控除） 扶養親族 38万円 特定扶養親族（16歳 以上23歳未満） 63万円	・ 人的控除（被扶養者1 人につき2,800ドル [31.4万円] の所得 控除 ・ 子女控除（17歳未満の 扶養子女1人につき 500ドル [5.6万円] の 税額控除）	———	・ 子女控除（扶養子女1 人につき9,936マルク [59.6万円] の所得 控除） ↑ 有利な方を適用 ↓	・ 世帯単位課税 （N分N乗） 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子1人 2.5 ・ 夫婦子2人 3 以下扶養子女1人増すごとに1を加算 する。
児童手当	・ 児童手当あり	———	・ 児童手当あり	・ 児童手当	・ 児童手当あり

（注） 1. 換算レートは、1ドル=112円、1マルク=60円。

2. イギリスでは、児童税額控除（Children's Tax Credit）を2001年度から導入する。

特別な人的控除の概要

	対 象 者	控 除 額	所 得 要 件
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	40万円	
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	50万円	年間所得 1,000万円以下
寡 婦 控 除	・ 夫と死別した者や夫と離婚をして扶養親族を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	27万円	(扶養親族を有しない場合のみ) 年間所得 500万円以下
(特定寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	年間所得 500万円以下
寡 夫 控 除	・ 妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	27万円	年間所得 500万円以下
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

各種人的控除の適用状況（平成10年分）

	適用人員（千人）			控除総額（億円）		
	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計
基礎控除（38万円）	32,651	6,224	38,875	124,073	23,652	147,725
配偶者控除	9,068	1,807	10,875	34,597	7,078	41,675
一般（38万円）	9,034	1,644	10,678	34,328	6,249	40,577
老人配偶者（48万円）	34	163	197	164	782	946
同居特障加算（＋30万円）	(30)	(13)	(43)	106	47	152
配偶者特別控除（最高38万円）	8,039	1,580	9,619	26,424	5,172	31,596
扶養控除	17,469	3,627	21,096	78,642	17,225	95,867
一般（38万円）	11,340	1,956	13,296	43,093	7,432	50,525
特定扶養（53万円）	4,112	978	5,090	23,848	5,672	29,520
老人扶養（48万円）	2,017	693	2,710	9,681	3,326	13,008
同居老親加算（＋10万円）	(1,552)	(567)	(2,119)	1,552	567	2,119
同居特障加算（＋30万円）	(134)	(65)	(199)	468	228	696
障害者控除	608	308	916	1,862	939	2,801
一般（27万円）	334	172	506	903	465	1,367
特別障害者（40万円）	274	136	410	1,097	542	1,639
老年者控除（50万円）	547	1,366	1,913	2,735	6,831	9,566
寡婦（寡夫）控除	263	80	343	766	220	987
寡婦（27万円）	157	68	224	423	183	606
特定寡婦（35万円）	69	7	77	243	25	268
寡夫（27万円）	37	4	42	101	12	113

（注） 1. 単純合計欄は、重複適用を排除していない。

2. 「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るものであり、控除総額のうち障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除、配偶者控除及び扶養控除は適用人員と控除額から推計したものである。

3. 扶養控除の適用人員欄の数字は扶養親族数である。扶養控除の適用を受けた実人員は12,055千人〔10,022千人（民給・推計）＋2,033千人（申所）〕である。

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10％ ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{（最高限度額 200万円）}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1 \text{万円} = \text{寄付金控除額}$

各種所得控除の適用状況（平成10年分）

	適用人員（千人）			控除総額（億円）		
	民間給与 の実態	申告所得 税の実態	単純合計	民間給与 の実態	申告所得 税の実態	単純合計
雑損控除		5	5		45	45
医療費控除		938	938		2,170	2,170
社会保険料控除	31,811	5,698	37,510	167,909	28,555	196,464
小規模企業共済等掛金控除	373	519	893	1,630	2,295	3,925
生命保険料控除	27,899	6,437	34,336	16,482	3,122	19,604
一般	(26,982)	5,372	(32,353)	(13,034)	2,622	(15,656)
個人年金	(6,116)	1,065	(7,182)	(2,891)	500	(3,390)
損害保険料控除	14,177	4,006	18,183	847	323	1,170
寄付金控除		102	102		310	310

（注） 1. 単純合計欄は、重複適用を排除していない。

2. 「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るものである。

3. 数字はすべて納税者ベースであるため、非納税者及び還付申告書を提出した事業所得者等は含んでいない。

○ 租税特別措置による減収額(26,540億円)の内訳(平成12年度ベース)

所得税 16,900億円(63.7%)				法人税 7,540億円(28.4%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5,590億円	2,770億円	6,560億円	1,250 億円	3,140億円	4,400億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+7,580億円)がある。

青色申告特別控除
(2.8%)
730億円

各種所得の対象・計算方法

所得の種類	対 象	計 算 方 法
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	収入金額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right\}$
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費用} \\ \text{・譲渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	$(\text{公的年金等}) \text{ 収入金額} - \text{公的年金等控除額}$ $(\text{公的年金等以外}) \text{ 収入金額} - \text{必要経費}$

給与所得者の所得税額計算のフローチャート

